

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
1. 総論・標題・前文関係		
1	とても大事なとりくみだと思う。単身者はもちろん、家族がいても頼れない人も多い時代である。安心して生きて死ぬる仙台であって欲しいと願う。	人生のエンディングを迎えるにあたり、「終活」は、今を大切に生きる私たちにあって、自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消する取組みです。市民の皆さんが安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、この条例の制定を目指しております。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「エンディング」という外国語はこの条例に馴染まないのではないか。少々軽薄に感じる。「最期」等と日本語で書いた方が良いのではないか。 ・「今を大切に生きる」というキャッチコピーは少々押し付けがましく感じた。今を大切に思えなくても、それでも精一杯生きている人たちはたくさんいる。今を大切に生きているか否か等に関わらず、誰でも安心して最期を迎えられると思えるような言葉選びにしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間案を検討する中で、市民の皆さんには「終活」に対してポジティブな印象をもって、これに取り組んでいただきたいと考えており、「死」や「最期」といった言葉でネガティブな印象を払拭したいと考え、あえて「エンディング」という言葉を用いています。 ・「終活」によって、自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消することが、「今を大切に生きる」ことにつながると認識しており、市民の皆さんが安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、この標題としております。
3	前文に、仙台市における「終活支援」を必要と想定される人数を明記するとわかり易くなる。	終活に取り組む必要性やタイミングは市民の方一人ひとりが置かれている状況や考え方によって様々であるため、特に「終活支援が必要な方」を対象者として特定することはしていないことから、こうした人数は記載しない方針です。
4	<p>「一人ひとりの意思が尊重され」が大前提。その中で、いわゆる<終活>が特に必要とされているのは、◎「身寄りのない高齢世帯」≒独居高齢者＋高齢夫婦世帯（世間では「おひとりさま、おふたりさま」と表現されているよう）。</p> <p>私自身も高齢者の一人だが、町内会や所属するセミナー等で高齢の皆さんと接して感じるのは、終活を考える動機で頻りに耳にするのが「子供や家族に迷惑をかけたくない」という声である。私はこの「子供に迷惑かけない」という言説には違和感と共に、悲しい気持ちになる。中間案<今を大切に生きる>という切り口と現状のギャップがここにあるような気がする。言葉の綾と片付けず、「迷惑をかけないため」ではなく、子や家族の「負担を軽くする（してあげる）」という心持ちで終活に取り組む社会環境（雰囲気づくり）が肝要だと感じる。</p> <p>例えば、<敬老乗車証>利用者負担改定の経過。福祉施策／公共交通施策の両面があり、当市は前者と聞いている。市の説明やアンケート（高齢層・若年層）の内容（概ね肯定的）が十分周知されていない感が強い印象。市の事業費負担の抑制にスポットが当たり過ぎ、新聞・TV等も徒に<高齢層：反対／若年層：賛成>の風潮ばかりが目立った。この「世の中のお荷物?」「税金の無駄遣い」的発想ではなく高齢社会を俯瞰した議論が広報不足ではないかと感じる。「高齢者の社会参加を促し」の文言をより具体的に、高齢者の◎医療費/介護保険の抑制◎消費支出増大◎就業機会増進（※通勤に利用している「不届き者、扱いでは無く交通費軽減による可処分所得増が消費に回る!）等々のプラス面を周知しきれていないのが残念。</p> <p>財源が福祉事業?公共交通事業なのかを問わず、いずれも税金に負うわけだから。</p> <p>そもそも、バスや地下鉄の運行経費はガラガラの車両でも満席の車両でも大差は無い筈とってしまうが...。まさに、「迷惑」ではなく、高齢者が積極的に街へ出ることによって世の中の「負担を軽く、することに繋がると考える。</p>	中間案において、「終活」は「自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消し、自己の希望を尊重するとともに、家族や周囲の人たちが担うこととなる役割を軽くすることが出来る活動」とし、このような活動ができるよう、基本的施策で掲げよう、市民の方一人ひとりの「終活」に対する理解を深め、取り組んでいただける環境整備を目指したいと考えております。
5	<p>終活のニーズについて</p> <p>生前整理から始まり介護/医療、葬儀/納骨、相続etcとあげられているが、これだけだと真に「死に支度」になってしまう。</p> <p>その大前提として中間案の「今を大切に生きる 支援」にもっとスポットを当てるべきで、名称や基本理念とは裏腹に第7条《基本的施策イメージ》に焦点が当たっている。</p> <p><終活のニーズ>とは、社会から孤立し寝たきりになって「認知症や孤独死」の不安の中「生前整理を始めなさい」ではないと思う。高齢者が抱える漠然とした不安や悩みを払拭する第一歩は、文字通り自身の足で社会との接点を持ち続けられる支援こそが、基本理念に合致することで、第7条の大前提として掲げたい事案である。</p>	<p>「終活」によって、自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消することが、「今を大切に生きる」ことにつながると認識しており、市民の皆さんが安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、この条例の制定を目指しております。</p> <p>また、終活支援の前提として、終活をする市民の皆さんの意思が尊重されるべきものであり、終活を支援する際には、これに配慮することを明示しております。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
6	<p>【地域町内会等との連携】 町内会長を対象にした実態調査で課題として「役員の高齢化や担い手不足、役員への負担集中」が多数とある。話を聞いてみると、「町内会は敬遠されがち」という従前からのネガティブなとらえ方が定着してしまっているような？団塊の世代が後期高齢者に突入する人生100年時代。高齢者にとって町内会は、「ボケ防止・社会との接点、が叶えられる絶好の組織だと思えるが？もちろん元々人づきあいが苦手とか煩わしく感じる方は少なからずいらっしゃると思う。古希を過ぎた高齢者にとって、今更感もあるのだろう。だが、それを補って余りある点が見過ごされているように感じる。まずは行政が、「町内会は前途多難」の先入観から脱し元気な高齢者の健康寿命を確保する場としての町内会像を描いたら「一石三鳥」と確信したいが。参加することで得られるお徳感！が醸成される工夫を高齢者から聞きとる場は？「近所づきあい」を嫌う「都市化・核家族化」といった昔のキーワードをいったん捨て、「高齢者のみの世帯」が一般化し、孤立しがちな状況を打開する手立てとして町内会組織を魅力あるものとして再構築できないものか。既に、市が取り組んでいる「地域での支え合い活動」も他施策との連携が今ひとつで広がりや欠いているように感じる。中間案にある『市、事業者等、市民が相互に連携・協力し、「終活」に関する施策の総合的な推進』の大前提が、本条例によって「部局を超えて機能する」ことの中核になり、「既存の施策」を有効かつ機能的に結びつける役割を期待したい。</p>	<p>本条例の策定を目指す背景の一つとして、価値観や人生観の多様化のほか、少子高齢化に伴う人口減少や身寄りのない高齢世帯の増加、地域社会とのつながりの希薄化などの社会構造の変化に伴い、人生のエンディングを迎えるにあたっての不安や、「終活」支援へのニーズが高まってきているとの課題認識があります。また、令和2年から令和5年にかけて、市民が人生100年時代を見据えた多様な人生設計のもと、社会的に孤立することなく健康で充実した生活を送ることができる都市の実現を目的として、本市議会に「人生100年時代調査特別委員会」を設置し、継続的な議論を行ってまいりました。町内会組織の再構築について、また本市の既存の施策との連携についてのご意見については、担当部局と共有いたします。</p>
7	<p>終活という言葉で括るのではなく、今後はDeath-friendly Communityを目指すべき。つまり、死を生理的な死とだけ捉えるのではなく、精神的な繋がり、家族や関係する人たちやコミュニティとの繋がりで死を捉えるべきであろう。</p>	<p>「人生のエンディング」については、市民の皆さんそれぞれに多様なお考えをお持ちのことと認識しており、多様な価値観・考え方がある中で、市民の皆さんがご自身の「終活」に安心して取り組めるよう、行政が支援できる仕組みを提案したいと考え、この条例の制定を目指しております。</p>
8	<p>条例の題名には、「仙台市」を付けるべきではないのか。誇りを持って、仙台市の条例であることをきちんと示してもらいたい。他に、各自治体が似た条例を作ったときに、埋没してしまうことを懸念する。</p>	<p>終活を通して「今を大切に生きる」ということを市民の皆さんに広く知っていただきたいと考え、あえて条例の題名に「仙台市」の文言を使用していないものです。</p>
9	<p>良いと思う。</p>	<p>この条例を通じ、市民の方に「終活の輪」が広がり、多くの方に終活に取り組んでいただけるよう条例の制定を目指しております。</p>
<p>2. 第2条—定義 関係</p>		
10	<p>「終活」について、他の資料によると高齢者を主体としていると読み取れるが、東日本大震災を経験した出来事等を通じて、自身の生き方を見つめ直した高齢者以外の人もある。従来の考え方であれば、働く世代の年齢だが、今後、寿命や事故、災害によりいつ命を落としかねないと感じた。よって、今できることに注力し大切に扱うことで、これからの世代に希望を託す活動をしたいと感じている。そのため、本条例においては「終活」の対象に、高齢者以外の全ての世代を含むこととし、各々の意思を取りこぼすことのないようにしてもらいたい。</p>	<p>この条例の対象は特に高齢者の方に限っておらず、市内に居住する全ての市民の方を対象として規定する予定です。</p>
11	<p>「市民」について、「市内に居住する者をいう。」とあるところ、「市内に居住する全年齢者をいう」といった表現とし、高齢者以外の全ての世代を含むようにしてもらいたい。</p>	
12	<p>逐条解説の第2条の解説で「遺言書の作成や死後事務委任などに関する相談窓口となる司法書士、弁護士等」の記載があるが、これに「行政書士」を加えるべき。 なぜなら、行政書士法第一条の二で「行政書士は、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。」と規定されており、第十九条では「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。」と規定されている。契約書の作成は権利義務又は事実証明に関する書類であるところからすれば、本来、死後事務委任契約書の作成に関する業務は弁護士の他は行政書士のみが担えるものである。また、遺言書作成に関しても行政書士が関われる。 ただ、司法書士は広く成年後見等の受任者として認知されており、その業務の関係で緊急事務管理として又は民法第八百七十三条の二の範囲内で死後事務を担ってきたため相談窓口として司法書士と記載することについては異論はない。 しかし、士業法による業務及び実際に終活関連の業務を行っている行政書士も存在することから、解説のような公的な文書には行政書士も相談窓口として記載すべき。</p>	<p>行政書士については、「司法書士、弁護士等」の「等」に含まれるものと解しておりましたが、ご指摘のとおり、遺言書の作成等、終活に関する支援やサービスの提供を行政書士の方が担う場合もあることから、逐条解説において「司法書士、弁護士、行政書士等」と明記することとします。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
13	<p>この条例の制定には反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページ 市の責務 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。 ・ 9 ページ 「市民」は、市内に住んでいる者を意味します。国籍は問いません。 <p>上記の、①総合的にという曖昧な言葉、②国籍は問わない、に違和感がある。 村井知事が進めようとしているイスラム教徒土葬用墓地整備を推進するためとも受け取れるが、いかがか。移民増加につながる施策はしないでいただきたい。川口市のクルド人による犯罪多発を始め、国内の移民増加による犯罪件数の激増には非常に危機感を感じている。日本の文化・風習を理解し、それに沿って生活・勤労する外国人であれば歓迎するが、そういった方ばかりではない。 支援の内容をより具体的に、且つ日本人限定ということであれば、必ずしも反対ではないが、今のこの内容では断固反対する。</p>	<p>本条例では、「終活」については、十分に内容が認知されているとは言い難い状況であることから、「終活」が本市内で広く認知されるとともに、市民の皆さんに「終活」に関してポジティブなイメージをもっていただき、広く終活に取り組んでいただけるような環境整備が進められること等を目指すものです。</p>
<p>3. 第3条—基本理念 関係</p>		
14	<p>第3条の基本理念に於いて、（国）及び、行政等の役割として、「終活」を語る前に、人間（生物動物含）には必ず、「最期を迎える時が必ず来る」（不老不死では無い）事を忘れず、（国民）市民（個人個人）が、自分自身の「最期の時」を、どの様な形で、迎えたいと考えているのか？を自分自身が、元気なうちに意識して考え、「死」の直前に、延命を望むのか？あるいは、「尊厳死」を望むのか？それを、家族友人、そして医療、介護サービス等を利用している人は、その全ての関係者と話し合う（人生会議）事が、重要で、（国）市民は、自らの意思をはっきりと伝達し「尊厳死」を望む者はその意思通りにきちんと対応される様に、（公財）「日本尊厳死協会」等の会員登録を行い、その意思を明確にしておく必要がある。</p> <p>そして、その家族は、（国民）市民個人個人の意思を尊重し、「日本尊厳死協会」が発行する会員カード等に記載してある、「私の希望証明書」に、本人、並びに、代理人が記載した内容を、把握理解し、医療関係者に責任を負わせる等の行為を、未然に防止する必要があると思われる。</p> <p>（国民）市民自身の意思（尊厳死を含め）を尊重すると共に、国及び行政自治体そのものが、尊厳死に対する知識を深め、「尊厳死」を認める条例を制定し、市民自身が「尊厳死」についての理解が出来る様に（公財）「日本尊厳死協会」の出前講座等を利用し、区役所や地域包括支援センターが主催する講演会開催や市民センター等の会議室を利用し、市民に対してリビングウィルノートの記入の仕方（日本尊厳死協会岩手支部北上市の「私のきぼうノート」等を手本にする）を指導し、個人が個別に作成した単なるエンディングノートは、医療機関においては効力が無く、（公財）「日本尊厳死協会会員証」及び「私の希望証明書」が、医療機関に於いては、きちんと効力を発揮するものである事を医療機関全体（医師会等）で統一、制度化し市民に周知する必要がある。</p> <p>何故ならば、人間の「死」は、年齢関係無く訪れる、宿命の様なものだから、「終活」だけで無く、産まれた時から始まる「最期の時」へ向かっての自然な流れだから、中途半端で上っ面だけの条例を作っても、意味の無いものになるため、「尊厳死」についての議論は絶対に必要で、その後、「終活」等の、年齢に合わせた考え方が必要になって来ると思われる。</p> <p>まずは土台となる「尊厳死」について、議論すべきだと思う。</p> <p>国及び自治体や行政が、今やろうとしている全ての制度において、基本となる「尊厳死」を語らずして、防災等の議論も、無意味なものになってしまうと思う。</p> <p>介護職に就く若者も、どんどん減っていく中、高齢者だけが、どんどん増えていく。しかし、世の中では、「死」や、「尊厳死」について語る事をタブーとする風潮が多く、1番大事な事が語られないまま、要介護の超高齢者だけが、どんどん増えていく。国民、市民、個人個人が、先の事について、どの様に考えているかについて、調査する等の対応が必要。その上での「終活」では無いか。</p>	<p>地域包括支援センター等へのヒアリングを通じて、終活を支援するにあたり、どのようなニーズがあるか把握してまいりました。その中で、現状としては、そもそも「終活」とは何かがあまり知られていないこと、また、「終活」を行うとしても、活動が多岐にわたり、何から手を付けて良いかわからないことなどに課題があると認識しており、まずはこうした課題に対応していくための環境の整備を進める必要があると考えております。</p> <p>今後、時代の変化とともに「終活」が広まっていく中で、市民の皆さんの考え方も変化し、さらなるニーズも発生してくると思われませんが、ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきます。共に、担当部局と共有いたします。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
4. 第4条—市の責務 関係		
15	<p>今般、行政や業者、更に市民が力を合わせて終活に関する支援条例が明文化されれば高齢者はもちろん、若者や子供にとっても安心した老後を迎えられる環境づくりに多大な貢献、指針を示す道標となり、未来へ向けた持続可能な試金石と言えるだろう。</p> <p>「生老病死」は人間にとって逃れられない摂理であり、加えて現在、少子高齢化と地球温暖化は加速度的に顕著になっており、そうしたなか、頼るべき身寄りも無く、独り暮らしを続けている高齢者の前には等しく（不安）と（無力）という壁が立ち塞がり、徒手空拳の思いで日々を過ごしているのが実情である。</p> <p>それゆえ、昨今、全国各地で乱立している民間の終活業者に、確かな知識や情報を得ずして安易に加入してしまい、思わぬ不運と出費に巻き込まれる事態が多々、発生していると報じられている。</p> <p>それを防ぐためにも（仮称）終活支援条例の第4条〔市の責務〕第5条〔事業者の役割〕第6条〔市民の役割〕などの条文が明記されたことは、それぞれ当事者意識を持つことになり、玉石混淆の業者の中から、行政の認定する然るべき受け皿が抽出されれば、当該条例も確固たるものとなる。</p> <p>その安心感は、仮に対象者から組織運営費の一部を所得に応じ会費として徴収することになっても、毀損されるものではないと思う。</p>	<p>人生のエンディングを迎えるにあたり、「終活」は、今を大切に生きる私たちに、自身生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消する取組みです。市民の皆さんが安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、この条例の制定を目指しております。</p>
5. 第7条—基本的施策 関係		
5-1. 全般		
16	<p>エンディングがいつ訪れるのかは誰にも分からない。その間、どのように過ごすかは個人の選択となるが、他者のために活動したい意思がありつつもそれを発揮できない場合がある。そこで「活動支援」も施策の1つに組み込んでもらいたい。</p> <p>例えば、高齢者層が活用できるシルバー人材センターやボランティア制度のような、全世代が容易に登録でき、任意のタイミングで活動できる選択肢があると良い。介護施設を対象とした実証事業の「スケッター」をベースとした、あらゆる領域を網羅したものも考えられる。公共施設における職員や見守り隊、町内会の清掃や花壇の水やりなどさまざまな活動の場が想定される。</p> <p>有償と無償のどちらに生きがいややりがいを感じるのかは、人それぞれである。個々人に寄り添った活動を支援することこそ、行政の役割になるものと考えられる。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。</p>
17	<p>埋葬に関して、宮城県知事がイスラム教徒への配慮等を理由に土葬墓地の整備を検討している旨表明されている。本条例で「誰もが安心して生きられる社会の実現」と謳うのであれば、仙台市においても終活支援の一環として土葬への対応は必須と思われる。そもそも宮城県内では、地元の習俗として比較的最近までごく当たり前に行われていた土葬が行われていた実態もある。この機会に市としての見解を明確に示してもらいたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
18	<p>今回の条例は、仙台市民一人ひとりが生きている「今」を大切にしながら、自らの生の「仕舞い方」についての準備をすること、このことへのサポートに主眼が置かれているが、市民一人ひとりの状況は異なり、その緊急度も違う。当該サポートは、単身高齢者に対して、緊急的かつ優先的に向けられるべきものと考えられるが、条例と逐条解説を読む限り判然としない。「第7条に規定する市の基本施策のイメージ」に一部記載されているが、単身高齢者からの情報登録に向けた働きかけを、誰がどのようにして行っていくのか、登録した単身高齢者への見守りをどのように継続するかを明らかにしていく必要があると考えられる。（そのことにより、孤独死者発生に伴う困難な行政事務を大きく軽減することになると思われる。）</p> <p>この点、既にご議論されていることとは思いますが、本条例の柱になるところだと思うので、もう一段階明示してもらいたい。</p>	<p>中間案では、市民の皆さんが安心して「終活」に取り組んでいただくことを目指しており、ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、担当部局と共有いたします。</p>
19	<p>心身の不安から死後事務まで、ほとんど成年後見人が本人に成り代わり手続きを行っている。終活窓口と成年後見人が連携すれば高度なサポートが出来るものと考えられる。仙台市は成年後見制度の中核機関でもあり、本事業から外す事は出来ない事を意識して欲しい。文中に、「成年後見人」の文字を入れてもらいたい。</p>	<p>「基本的施策」の実施については、「市民」の終活を支援するものですので、本市内に居住する「市民」の皆さんに関する事項であれば、遠方に居住するご家族やご親族、支援者の方が「市民」の方のために行う「終活」も支援の対象となることを想定しており、成年後見人については、この「支援者の方」に含まれると考えております。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
20	<p>「身寄りのない高齢世帯が増加し、住宅難民、特に民間賃貸入居や市営住宅への入居拒否が、心休まるエンディングを阻害している。入居拒否によって憎しみや恨み、生まれたことへの後悔、東日本大震災で生き残ってしまったことへの後悔を抱えながら旅立たれる状況を食い止めなければならない」、このような内容も追加してほしい。</p> <p>「仙台市のすべての不動産と物件オーナー、仙台市営住宅および公営住宅は身寄りのない高齢世帯の入居を拒否してはならない」といった文言を追加すべき。これが保障されないと終活支援条例は一部の市民優遇になってしまう。すべての仙台市民が安心して人生のエンディングを迎えられるように、ぜひ検討してもらいたい。</p>	<p>身寄りのない高齢者の住居への支援については、関係団体等や既存の制度との関係を踏まえ、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
21	<p>資料「第7条に規定する市の基本的施策のイメージ」について</p> <p>世間には、うさん臭い団体も含め終活事業をしている色々な団体がある。最近では司法書士会、郵便局なども終活事業を始めている。病院や介護施設を運営している団体が終活事業を始めている。このような状況の中で仙台市が終活を条例化する大変心強く思う。しかし、仙台市の終活事業の特色やメリットがよく見えないので、それを示してほしい。さすが仙台市だと言われるような終活事業をやってもらえるように強く期待する。</p>	<p>誰もがいずれ迎える人生のエンディングに向けた準備をすることで、「今」を生きるということを大事にしていきたい、「終活」という言葉をネガティブな意味ではなく、ポジティブな意味でとらえていただきたいという思いから、条例の検討を進めてまいりました。この条例を通じ、市民の皆さんの「終活」への理解が広まり、終活に取り組んでいただける「終活の輪」が広がることを目指しております。</p>
22	<p>資料「第7条に規定する市の基本的施策のイメージ」について</p> <p>仙台市条例という公的事業なら、広範囲な市民をカバーすることを前提にしていると思う。様々な階層の市民が生活しているので、年金生活の低所得者でも利用できる制度にしてもらいたい。</p>	<p>国においても、低所得者等を対象とした支援制度を設ける動きがあると承知しています。</p> <p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
23	<p>個人情報に関わる問題が非常に多いので、当然役所側がワンストップで受けたときに、個人情報のやりとりが必ずあるので、そのあたりについて、役所が窓口になることへの安心感があるというのはいずれもない。</p> <p>事業者に渡すと、個人情報が流れてしまうので、そこは安心である。個人情報を守るためには、内部のシステムをちゃんとしなくてはならない。今はマイナンバーで全部分かるので、相談に来たら、行政に登録されているデータは全部分かる。相談に来た方はとても安心すると思う。そこには必ず予算が必要になるので、行政の方と打合せをしていただきたい。そこは絶対外さないでいただきたい。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
24	<p>相談できる窓口の準備などの市側の体制は大丈夫だと思うが、90歳くらいになってくると窓口へ相談に行くことやエンディングノートを作ること自体が難しいと思う。そういう場合、誰がその方をフォローするのか含めて考えていただきたい。</p> <p>例えば、民生委員や地域包括支援センターなどと連携しながら実施していくというふうを考えているかと思うが、どういった方をピックアップして助けてあげられるのかというの、条例の中に一言入れていただければありがたい。</p>	
25	<p>終活は今を大切に生きる私たちにとって、自身の生き方を見つめ直し、今のうちにできること、やるべきことを整理することで将来の不安を解消し、自己の希望を尊重するとともに、家族や周囲の人たちが担う負担を軽減するための活動である。</p> <p>この前提を踏まえて必要であろう支援とはと考えてみた。</p> <p>弊社は、生前整理・遺品整理などの片付け事業を行っている。会社の設立から数年目ではあるが、ご依頼の片付け事業を通しての気づきが非常に多く「終活」の大切さを痛感している。</p> <p>1、現状を知ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定を受けていない健常者においても厳しい現状である ・体力・気力の低下により日常の片付け作業が億劫 ・捨てる・処分・断捨離などの言葉への抵抗感が非常に強い ・生活必需品を身の周りに集めておく場合が散見される ・シーツや枕カバーなど寝具類の交換作業が億劫になり何枚も重なっている不衛生な状態 ・絨毯やゴザなどが幾重にも重なり、夜間のトイレの際の転倒や地震等の有事の際の危険にも繋がる可能性が高い ・銀行口座や加入保険などを家族がまったく知らない ・パソコンや携帯などのパスワードやIDなどを本人以外知らない ・終活イコール死という偏見 <p>などの個々人が自分自身の現実を理解する・させることが必須であると考え。すなわち自分自身が現実の生活を客観的に受け止め、きちんと理解することから始まり、その方法は様々ある。</p> <p>一つの方法として、エンディングノートの作成は各所で推進されている。だが、エンディングノートを書きあげることは意外と容易ではないようである。弊社で推奨しているのが「人生100年時代これからカード」である（カードの説明は省く）。</p> <p>2、人生100年時代これからカード は自身の終末期の願いそして潜在的な想いを知る手がかりとなり得るものである。そのように考え弊社はこのカードを活用し、個々人が現実を知り、向き合う足掛かりなればとの想いから普及に努めていく。</p> <p>3、まとめ</p> <p>終活という言葉は非常に重く簡単に受け入れられるものではなく繊細かつ綿密な配慮が不可欠と考える。</p> <p>終活イコール死というイメージを払拭させることが重要と思っている。そのため「幸せな終活それこそが笑活」を合言葉に終活の推進に取り組んでいる。</p>	<p>条例の策定に向けた検討を進める中で、先進自治体や宮城県葬祭業協同組合等の各種関係団体からもヒアリングを行い、ご意見を参考にさせていただきました。</p> <p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
26	<p>現状において「終活」に関わる事業者は、不安を煽るような事業者が多く、仙台市が定義している「終活」とは異なる現状があると感じている。具体的には相談者本人の希望のみ先行し家族が知らずトラブルになるケースや家族のみの意向を汲み取った終活内容等様々な表面化しない問題がある。</p> <p>また、終活支援条例について先行する他自治体等での事例を参考に良いものを取り入れ仙台市モデルを構築することが重要であると考えている。（地域モデルはなぜ必要かという点と葬儀等慣習が地域により異なるからと考えている）</p> <p>（意見）</p> <p>中間案については目的、定義、理念ともに市民を主体的考える素晴らしい内容である。条文よりは貧富の差やLGBT関係なく配慮され公平・平等とされていることも素晴らしいことである。</p> <p>第7条基本的施策においては、市は事業者等と連携してと定義しているが、事業者においては実績のある仙台市居住支援協議会と連携して施策することを希望する。理由は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市居住支援協議会においては、会長は仙台市都市整備局公共建築住宅部長であること、事務局は仙台市都市整備局公共建築住宅部住宅政策課内であること。 ・居住支援法人は住まいに関わる相談～葬儀納骨にいたるまでの全て支援を生活困窮者、障がい者等幅広い方を対象に現在仙台市内にて活動しており、認可法人は県及び政令指定都市による法律を遵守するとともに安定した経営や取り組みの全ての開示をしたのちに得られる認可内容であること ・昨年より国土交通省より残置物の処理等に関するモデル契約条項が発表されている。具体的には死後事務委任についてのリーフレット活用や死後事務委任契約書である。昨年度より国での居住支援法人に対する補助金対象として死後事務委任契約の締結が含まれている現状がある。 ・他に終活協議会などの発足することは同じ内容を行う可能性があるため、無駄を省くため現機能に補完することが好ましいと考えている。 ・仙台市が直接事業者と取り組むとなると精査等も必要であることや費用負担が可能な方のみ対応し、生活弱者といわれる方等（生活保護受給者、生活困窮者、障がい者）を対象にしないことが容易に想定できる現状である。（大手地方企業も弱者への救済は実施していない現状である。） 	<p>条例の策定に向けた検討を進める中で、先進自治体や宮城県葬祭業協同組合等の各種関係団体からもヒアリングを行い、ご意見を参考にさせていただきました。ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
<p>5-2. 終活登録制度</p>		
27	<p>「終活登録制度」の『情報登録した単身高齢者には、…（中略）…見守りを可能に。』という文言について</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）高齢夫婦も対象にしてほしい。 （2）これらの事業は地域包括支援センターの業務と重なる部分があると思う。終活事業と地域包括支援センターとの業務区分や共同作業を示してほしい。 （3）『見守りを可能に。』とは、終活登録者が業者と見守り契約する意味か。または仙台市が見守りをするという意味か、どちらか。 （4）終活登録者の健康状況や安否確認は誰がどのような方法で行うのか。地域包括支援センターがやるのか。（死亡していたことを誰も知らなかったということになりかねない。） （5）介護施設や病院に入るときの身元保証人について設定する必要があるか。これは地域包括支援センターの業務になるのか。 	<p>市民の皆さんが安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、この条例の制定を目指しております。ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
28	<p>個別的重要課題の一つの例として、私自身が実体験した〔入院時の身元保証〕の経緯から、それに対して以下のとおり提案する。</p> <p>入院した際に、身元保証人の欄への記入に躊躇した経験があり、その際は遠方に住む親戚にお願いし事なきを得たが、親戚も自分より高齢のため、次に自分が入院するときの不安を感じた。このように保証人を頼める人が身内、親戚、友人などにいない独り暮らしの老若男女は入院すらできないのか。</p> <p>そこで、病院等における入院の際、必ずしも人的保証人の必要性に固執せず病院事務会計に棄損のない範囲、もしくは常識的な上限での金額を病院側に預託することで保証人の代替とすることができる仕組みを提案する。人的保証人が預託金か、入院予定者は任意に選択できるものとする。会計精算時に何の問題も生じなければ預託金は無条件に返還される仕組みである。</p>	<p>国においても、身寄りのない高齢者を対象とする身元保証等の支援制度を設ける動きがあると承知しています。ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
<p>5-3. エンディングノートの作成・配布</p>		
29	<p>「エンディング・ノートの作成・配布」についてなるべく早く実施してほしい。市民がエンディング・ノートを作成することが終活のスタート。仙台市の終活事業を市民が知る効果的な方法だと思う。</p>	<p>エンディングノートの作成・配布は「終活」に取り組むきっかけとして効果的な方法であると認識しており、その実施について想定しているところです。ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
5-4. 生前の葬儀相談・死後事務に関する相談（窓口関係）		
30	<p>「終活関連の各種相談」について 介護の場合、「地域包括支援センター」のケア・マネージャーが中心になって、相談・施設紹介などを通して要介護者や家族のフォローをしている。仙台市で行う終活においても、ケア・マネージャーに相当する担当者を置いてほしい。</p>	<p>市民の皆さんが安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、この条例の制定を目指しております。 ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
31	<p>「生前の葬儀相談・死後事務に関する相談」について 自分の寺に事前に『私は仙台市の条例を基に終活サービスを受けている。死亡したら仙台市か業者から連絡があります。』旨のことを話しておいた方がよいと思う。（市担当者か業者同席の上でお寺に連絡。お寺側の心づもり、準備もあると思うので。） この連絡作業も条例の中に記載する必要があると思う。 仙台市内の各寺に、仙台市条例で終活事業を始めることを知らせる必要があると思う。各寺から何か要望があるかもしれない。終活の中で、お寺の位置付けは大切なことと思う。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
32	<p>「生前の葬儀相談・死後事務に関する相談」について 『専門的な業者との橋渡しを行う。』、『専門家等との橋渡しを行う。』と記載されている。これは「業者や専門家を紹介するから、後は勝手にやってください。」と言っているようにも取れる。紹介後、どのような経過を辿っているのか。費用は妥当な金額かなどのフォローはしないのか。 終活登録者の終活がどのように終了したか確認はしないのか。もう少し情のある対応を希望する。</p>	<p>「終活」に関するご相談は広範にわたっていることから、専門家による専門的な助言をいただくことにより、より効果的に対応することができると考えております。 ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
33	<p>第7条 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。（1）終活に関する相談支援 に関して この施策を公募とした場合、動産の相談支援には多数の買取業者が名乗りを挙げることが考えられる。 その選別に関して高い基準を設けて欲しいと懇願する。 平成25年2月21日に施行された「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」によって、出張買取（訪問買取）にクーリングオフが適用されたのは当時直接お宅に訪問して盗難同然のように買取を行っていた悪質業者が多く社会問題になり作られた経緯がある。 施行からだいぶ経ち、悪質業者はかなり減ったが来店されるお客様やデイサービスの利用者様からの情報だけでも年間数十件以上も買取依頼（電話での依頼自体が違法）と強引な訪問があると聞いている。 参入が簡単な業界ということや金の高騰などにより、10年ほど前から便利屋や解体業者が多く流入してきた業界のため、一部ではあるが、コンプライアンス違反を平然と行っている業者がいる。せつかくの官民連携でより良い未来を作る施策のため、このような業者が相談側に回らないような高い基準の導入をお願いしたい。 弊社も加入はしているが、質屋協会などは民間で勝手に作っているところがあり、お金と免許さえ払えば加入できるため特段信用に足るものではないと思っている。 実店舗を持っていること。一定の営業期間があること。相見積にすること。宮城県に事業所があること。 などが考えられるが、是非高度で包括的な基準の取りまとめを願う。</p>	<p>本条例に基づく相談支援の開始に当たっては、市役所に窓口となる組織を設置し、市民の皆さんが抱く終活に関する疑問や不安について助言するとともに、関係機関を紹介するなどして支援していくことを想定しています。 また、国においても、終活に係る事業者認定制度の検討を始めているところと承知しています。 ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
34	<p>【ご遺族サポートブック】 市民局区政課の作成・発行の印刷物で「~ご遺族のための手続きガイド~」と副題がついている。タイトルの通り、ご不幸のあった家族向けに<死亡届>時、主に葬儀社を通じて配布されているようだ。内容を見ると、葬儀の事前相談がタブーではなくなり、「終活」も辞書に登場する時代。 亡くなって死亡届を出し、一連の葬送行事や手続きが立て込むタイミングで渡すというのは、私の経験から言うと遅いような気がする。もちろん、タイトル(表題)の工夫は必要。※ 私案『いざという時、慌てずに済むサポートブック~お身内の突然のご不幸に備えて~』 担当部局が違ってしまうとか様々ハードルがあるのだろうが、これこそ本条例が「ワンストップ、で終活関連事業のとりまとめこそ政治の力を借りないと難しいのかもしれない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
35	<p>子供がいなく頼れる人がいない一人暮らしの人や、一人暮らしでなくても認知症の親の介護、うつ病で引きこもり状態の障がい者の兄弟を抱えている等、実質的に頼れる親族がいない人にとっては、既設の「ご遺族サポート窓口」のように区役所内でワンストップで手続きが出来る「終活に関する相談窓口」は是非とも早急に設置してもらいたいと思っていた。 なぜならば本人が死亡した後だけでなく、認知症や入院や手術、介護等が必要になったときの手続き等、本人が出来ない状態や、親族に同意書や保証人を求められたりする場合がありますので、そういう場合に仙台市に供託金等を支払い、事前に登録をしておけば、それらに対して全面的にサポートしてもらえる体制があれば、安心して生活が出来ると思ったからである。 確かに最近、終活をサポートするという民間の業者が出て来ているが、規模が小さく継続性に疑問があったり、金額的に不明瞭だったり、とにかく本人が事後にちゃんと履行できたのかを確認するすべもないことから、信頼性に乏しく、どの業者に頼んだらいいのかが分からない状態なので、是非、仙台市自体で総合的にサポートする専門の部署を作って貰いたい。</p>	<p>本条例に基づく相談支援の開始に当たっては、まず市役所に組織を設置することを想定していますが、各区役所にワンストップで手続きが可能な窓口を設置すべきとのご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
36	<p>【身元保証/死後事務委任等】 未婚や子供がいない、親戚は疎遠で頼れない等々、おひとりさまが直面する大きな課題。 経済的負担のもと、専門の事業者に頼らざるを得ないなか、その事業者は玉石混交で、所管する省庁もハッキリせず高齢者を喰い物にする業者も野放しというのが実態と聞く。ネット上にはコンサルが新規参入を煽っている。 仙台市が先駆けて、事業者登録制度や契約の際〈地域包括支援センター〉〈社会福祉協議会〉の立ち合いを義務付けるなどの方向性を条例に盛り込むことも必要かと思われる。</p>	<p>国においても、終活に係る事業者認定制度の検討を始めているところと承知しています。 ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
5-5. 周知・広報		
37	<p>「広報・周知」が最も重要である。 成年後見人を担っているものとして、後見状態になってからでは、本人が何を望むのかを聞き出すのは至難の業である。周辺情報から探っているのが現状であり、もし、仙台市版エンディングノートを整備すれば、元気なうちに市民がノートに書き込むことにより、手がかりになる。 現在の成年後見制度は、財産管理から権利擁護、本人の意思確認に大きくシフトしている。まず、仙台市版エンディングノートの普及促進である。</p>	<p>「終活」の広報・周知は重要であると認識しており、エンディングノートの作成・配布の実施について想定しているところでは。 ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
38	<p>・市民が、どういうことをやれば「終活」なのか、わかっている人はいるが、ほとんどわかってない。そこで、仙台市が中心となって、「終活」とはこういうことであると徹底的に広報してほしい。そうでないと、自分が何をやるのか分からない。目の前に何か問題が起きたときに、何かそろそろやらなきゃいけないとなるので、広報してほしい。 ・また、「おふたりさま」と独居の方々が最初のターゲットになるかもしれない。収入が高い人は、自分で弁護士などに頼んでやるが、そうでもない人が一番、終活に対してイメージはあるが何をしたいかわからない。そういった市民の状況に合わせて、市側からプッシュ型という方で周知徹底を図るということをお願いしたい。あまりにも領域がありすぎるので、1年や2年で終わることではない。これは毎回毎回アップデートしながら、終活については仙台市が一番の都市になるような意気込みでやっていただきたい。</p>	<p>「終活に関する広報及び周知」については、市民の皆さんに「終活」自体を知っていただけるようなイベントや講座の開催を想定しております。 ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>
39	<p>【高齢者福祉サービス〈シルバーライフ〉周知・活用】 仙台市が毎年度発行している60ページを超える冊子。この存在を知る市民は相当少ないと思われる。区役所を覗いてみても広報収納ラックには見当たらない。前年度の現物をもって職員に尋ねても、倉庫から出てくるのが常で職員の皆さんがあまりご存じでないと思われる。 けっこう使いやすい構成で、分かりやすく高齢者サービスの概要が網羅されていると評価している。 ただ、残念なのは周知・活用されていない終活支援の前に毎年予算化され発行されている冊子を倉庫に眠らせておくのは全くもってもったいない、と感じる。 何部ほど制作しているか不明だが、全町内会に配布するなり、集会所、市民センター、地域包括支援センターと有益に配置する場所は沢山あると思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
40	<p>今を大切に生きる為、そして次世代に想いを馳せる為には普段から『死』や『終活』について考える文化づくりは大切だと思う。 一方で人生最終段階について話し合った事がない理由は、約6割がきっかけが無い、2割が必要が無いというデータもある。（人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査より） きっかけを作る為、自分事にする為の市民講座を仙台市内で定期的実施することで、終活を身近にする文化を作り、それを解決する専門家との連携が、これからの日本を明るく元気にするためには大切だと思う。 行政としてそのような仕組みづくりと予算組みをして頂きたい。</p>	<p>「終活に関する広報及び周知」については、市民の皆さんに「終活」自体を知っていただけるようなイベントや講座の開催を想定しております。 実施にあたっては、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただきますと共に、担当部局と共有いたします。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
5-6. 事業者認定制度関係		
41	<p>仙台市ならびに仙台市民が役割発揮を期待する「事業者等」は、これまで家族が果たしてきた機能を代替する存在である。しかしながら、事業者等との間で、契約上のトラブルが発生する懸念がないとは言えない。国の「事業者認定制度」の検討状況を見ることも必要だろうが、静岡市のように独自に認定をスタートさせている事例もあるので、条例では「事業者等認定」についても明示してもらいたい。</p>	
42	<p>今回、終活関連事業者の認証制度は、国が検討中とのことで見送られたとのことだが、まず高齢者の安心・安全の確保が最重要であるという大前提を踏まえて、意見する。</p> <p>国の定めたガイドラインは1つ1つはもっともなことで、異論はない。ただこのガイドラインにのっとったと思われる静岡市の終活支援有料事業者の認証制度では、現在のところ2つの事業者しか認証されていない。もし今後、国が定めるかもしれない認証制度も、このガイドラインにのっとった場合、同様に非常に限られた事業者だけが認証されるのではないかと。</p> <p>なぜなら、静岡市の認証基準はハードルが高いため、事業者の負担は大きくなるのではなからうかと思う。また、事業者が認証基準を満たすための体制を整えた場合、利用者負担も増えることも予想される。</p> <p>そうなった場合、肝心の高齢者及びその家族の受け止め方はどうなるのか。また、需要に対して供給が追いつかなくなる可能性はないのか？私は何らかの認証基準は必要だろうとは考えているが、他の福祉事業のように、事業者への補助や介護保険からの支出等がなく、利用者からの料金だけが運転資金になるのであれば、高すぎる認証基準は事業者の参入を阻害するのではないかと。</p> <p>したがって、他の福祉事業のように財政的な補助を行うか、あるいは静岡市のものよりハードルを下げ、高齢者の安心と安全を確保するための最低限度の基準の認証制度あるいは届出済事業所公開制度のようなものを市独自に作ってもよいのではないかと。</p> <p>これについては、国の認証制度の動向を見極めて考えてもらいたい。</p>	<p>国においても、終活に係る事業者認定制度の検討を始めているところと承知しています。</p> <p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。</p>
43	<p>事業者認定制度に関連して、司法書士・弁護士・等士業については一定の規制（しぼり）があるが、葬祭事業等については、宗派やサービス内容等で費用がバラバラであり、契約時の力関係や慣習等、個人が弱い立場に置かれる事が多いと思われるので、条例実施の際は市民が自由な意思で臨まれるよう、国の動向も見すえながら市の関与（規制）・トラブルへの対応等が望まれる。</p>	
44	<p>相談する市民本人もそうだが、家族、特に子どもなど遠方にいる方が心配しているかもしれない。ケアマネージャー、病院ソーシャルワーカー、生活相談員など代理で窓口に来る方も想定される。そういった方々に、すぐ情報提供をし、困っている方々を支援していく、そういった窓口にするためには、今後の国の動向にもよるが、事業者認定制度があった方がいいのではないかと。</p> <p>市が紹介する事業者を認定するに当たり、終活に詳しい大学の教授や連合町内会の会長などがメンバーとなる審議会などの諮問機関があった方がいいと思う。</p> <p>市が確実な情報を提供し、困った市民が救われるような終活条例であって欲しい。審議会を設定する場合、設置に関する規程を作ることも考えられる。</p>	
45	<p>身寄りのなくなった前期高齢者であり、終活を検討している。今年にでも終活協議会と契約しようと考えている。仙台市でも本格的に検討を始めると聞いて心強く思っている。</p> <p>事業者との契約の不安は、なんといっても預託金の保証である。契約遂行前に事業者が倒産してサービスが受けられなくなったり、認知症になっていて契約内容が履行されず事業者にいいようにされないかなど不安である。</p> <p>市の条例で、事業者の認定制度をつくるなどしていただければ安心して契約できると思う。場合によっては仙台市が事業者として業務を請け、市の収益事業にしてもいいと思っている。</p> <p>高齢者が増える中、孤独死が増加することは必至で、社会の損失となるため、早急な対応を期待する。</p>	

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
6. 第8条—財政上の措置 関係		
46	<p>第4条で仙台市に終活支援に関する施策を義務付けたことや、第7条で事業者と連携して行うとして列挙された基本的施策も賛成であるが、それを受けた第8条による財政上の措置が努力規定になるのは、少々残念に思う。</p> <p>例えば、地域包括支援センターでは各地で認知症カフェを実施し、その中で認知症への対応だけでなく終活関連の講話を実施している所が増えている。この講話に外部から講師を呼んだとしても、地域包括支援センターには講師謝礼・交通費を支払う予算がないとのことで、講師は無報酬で行っているのが実情である。</p> <p>高齢者をとりまく地域包括ケアシステム等において、地域包括支援センターは中心的な役割を果たす重要な機関であるので、この機関が実施する認知症カフェにおける終活関連等の外部講師による講話に対しては、少なくとも交通費程度は支払えるだけの財政措置があっても良いのではないか。</p> <p>また、各地の市民センターが終活関連行事を積極的に展開できるようにすべき。なぜなら市民センターは地域の高齢者が利用しやすい場所であり、また回覧板等でイベント等を安価に周知できるからである。</p> <p>もともとシルバーセンターや福祉プラザが終活関連のイベントを積極的に行っていた。しかし、現在、それらの施設は利用できない。そもそも、その2つは市の中心部に位置しており、交通手段に限られる高齢者の中には「行きたくても行きにくい」施設なのではないか。</p> <p>もし、多くの高齢者に終活に関する知識を広めたいのであれば、地域包括支援センターと市民センターが十分に機能するように条例等の規則又は財政上の支援もすべきではないか。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。</p>
47	<p>仙台市が考えている終活サービスを受けたとき、本人や家族が負担する費用がやはり気になる。</p> <p>『財政上の措置を講ずるよう努める。』と記載されているので、市民の経済的負担をなるべく軽くしてもらえよう希望する。</p> <p>個人的には終活費用として戒名、遺言書、遺言執行まで含めると、夫婦二人で合計500万円～600万円位掛かると漠然と考えている。仙台市から標準的な終活メニューとその費用を示してもらいたい。</p>	
48	<p>新しい施策を実施する時は財政措置を新たにし、他の施策費用の削減や市民への負担増をしないでほしい。</p>	
7. その他 関係		
49	<p>デジタル活用を追記すべき。</p> <p>マイナンバーの活用が進んでいる状況において、多くの手続きが簡単になっていることを市民は知らない状況だと思う。特に、高齢者はデジタルが苦手であり、敬遠する傾向がある。窓口では、手続きが簡単になっていることを啓蒙するように、マイナンバーを活用した制度のスペシャリストを配置してほしい。理解が増えると市民にとっても行政にとっても無駄が省ける。</p> <p>また、庁内のシステム化も重要である。どのようなシステムを作るか行政職員と一緒に検討実施してもらいたい。議会側は条例を作って終わりではなく、条例制定により、市民生活が豊かになり安らかに終末を迎えることが目的だ。</p> <p>行政側も予算、人員に制約がある中で実施するわけなので、行政側も納得できる条例にしてほしい。市民-議会-行政-事業者の四身一体であることを肝に銘じてもらいたい。</p> <p>内閣府の「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の結果を待つのではなく、仙台市ならではの条例制定を行い、実施結果を政府に提案して法改正を促してほしい。場合によっては「国家戦略特区」の活用も検討すべき。現場の意見が最も重要である。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。</p>
50	<p>「自立とは依存先を増やすこと」という有名な言葉があるが、今を大切に生き、より良い最期を迎えるためには、友人や近隣住民等、「家族ではないけれど親しい人たち」との互助が非常に重要になる。しかし、昨年導入された「仙台市パートナーシップ宣誓制度」は「性行為の相手は何人いても構わないが病気の時看病し合うような相手は1人だけでないダメ」等という不可思議な制度設計になっており、「家族ではないけれど親しい人たち」との互助を強く阻むものとなっている。これでは安心して生きて死ぬことなど到底できない。</p> <p>このたび制定される終活条例の趣旨を踏まえ、「仙台市パートナーシップ宣誓制度」も友人や近隣住民等との互助を否定しない・支援するものに改正していただきたい。それ以外にも、終活条例の趣旨にそぐわない規制等はこの機会に積極的に見直していただきたいと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

「（仮称）今を大切に生きる終活支援条例」中間案に対するご意見の概要と本市議会としての考え

意見延べ55件（提出者数：個人21人、法人または団体4）

番号	中間案に対するご意見の概要	本市議会としての考え
51	<p>人が必ず迎えることになる末期。自らの人生をどのようにして仕舞うのかは、大変に重要な問題ではあるが、日常の雑事に紛れたり、まだ先のことと先送りしてしまったりと、正面から向き合うことを避けてしまいがちな問題でもある。そのように重要な問題に対して、仙台市議会の皆さんが正面から向き合い、仙台市民一人ひとりの取り組みを促しサポートするため、条例制定を超党派の議員発議として行うということ。恐らくは、全国でも先進的な取り組みの一つになると思われる動きを、ここまでお進めいただいたことに敬意を表すとともに、感謝を申しあげる。市民からの意見も踏まえつつ、早期に成案していただき、制定・施行へと向かわれるよう期待している。</p>	
52	<p>憲法25条の元、国民（市民）はゆりかごから墓場まで安心して全うできる社会であるはずが繰り返された社会保障改悪で人生そのものが自己責任に帰るところとなり、不安をかかえる市民が多くなっている中、自分が該当すると思われる相談窓口を求めてさまよう現状にこの条例は本当に必要とされている施策である。</p>	
53	<p>【グリーフケア】 コロナ禍を経て、一気に「葬儀の簡素化」が進んだといわれる。小規模化は、高齢化により現役を離れ何年もたつと必然的に参列者が減り、所謂「家族葬」が増えることは致し方ない流れかとも思う。一方、葬送儀礼的ステップを割愛し、直葬（霊安室から火葬場）といった形も散見される。 こうした中で、大切な家族を喪（うしな）い、悲嘆にくれる遺族、特に、故人の配偶者の深い悲しみを癒すグリーフケアの必要性が注目されてきた。 世の中の流れで、簡素化が進んだ結果「あれでよかったのだろうか…」と日を追うごとに遺族が後悔に苛まされる、など。 葬送の儀式がもつ「悲嘆を癒す効果」に代わるケアは、ビジネスとは馴染み難く、民間のボランティア（宗教まがい？）に依っている面が多い状況のようである……。 今後、自治体による取り組みが必要になるのは、そう遠くないかと思われる。</p>	<p>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。</p>
54	<p>どうやって死を迎えるかだけでなく、遺族となった場合、グリーフサポートがコミュニティで積極的に提供される状況であるべき。 仙台市では、グリーフサポートを積極的に提供しているようには見受けられない。必要な時に必要な人に提供できるよう、自治体の施設、病院、学校等で案内を用意すべき。 また、カナダ、米国、英国、オーストラリア等では、看取り士が積極的に関わり、人生最後を支援してくれている。医療提供や介護提供にとどまらず、必要な方には仙台でももっと当たり前になるべき。 いわゆる終活については、事務的な作業などに焦点が当たっている。 今後は、心を中心としたエンドオブライフの教育をある程度の年齢で希望する方には提供できるよう整備すべき（例えば、「自分が死んだときはどのように記憶してもらいたいのか？」を語るなど）。</p>	
55	<p>詳細な個人情報すべてを必須にすることで、意見が集まりにくくなるのではないかとある程度までの範囲で留めるべきかと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>